

面会制限のお知らせ（一部変更）

市立三次中央病院では、入院患者さんへの面会基準を以下のとおり緩和いたします。面会時にはルールを遵守していただきますよう、ご協力をお願いします。

1. 面会緩和適用日時：令和8年5月11日（月）13時から
2. 面会が可能な方：面会許可証を持参されている方3名まで。
 - ◆ 面会許可証は、患者さん1名に対し3枚発行し、代表者以外の他のご家族も使用できます。
 - ◆ 原則、中学生以上の方。
 - ◆ 面会する前からの10日間に、風邪症状、下痢嘔吐の無い方。
3. 面会時間
 - ◆ 一般病棟・2階病棟 毎日13時～19時
(面会時間内であれば時間の制限はありません)
4. その他
 - ◆ 病室入口で手指消毒をお願いします。
 - ◆ 確認のため、院内では必ず面会許可証を首にかけて通行してください。
 - ◆ 医師が必要と認めた面会は、個別に連絡させていただきます。
 - ◆ 患者さんの状況等について、医師との面談を希望される場合は、事前に看護師に申し出てください。調整の上、連絡させていただきます。
なお、医師との面談時間は平日8時30分から17時までとなります。
また、17時以降は夜間体制となるため、看護師においても面会者への対応ができない場合がありますのでご了承ください。
 - ◆ できるだけ夕食時間（18時前後）の面会は避け、食品の差し入れはご遠慮ください。
 - ◆ 感染状況等により、病棟ごと、または病院全体で「面会禁止」に変更する場合もございます。
その場合、ホームページや院内掲示等でお知らせいたします。